

温浴業界の総合情報紙

SAUNA



2015 Sep. No'459

SPA

公益社団法人日本サウナ・スパ協会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷907 TEL:03-5275-1541 FAX:03-5275-1543 sauna.or.jp

第24回 全国サウナ・スパ会議 11月24日(火) 東京のスクワール麹町で開催

協会が企画する勉強会「全国サウナ・スパ会議」が、11月24日(火) 四ツ谷駅前のスクワール麹町(東京都千代田区)で開催される。今年の講演は、組織のどの立場の方々が参加しても非常に勉強になる分野の異なる3テーマだ。

まずは温浴事業の生命線である衛生管理について、入浴施設衛生管理推進協議会の中島有二会長により最新の管理手法をわかりやすく解説していただく。つぎにオリンピックのカウントダウンが始まって外国の方が増えるとともに、ますます頭が痛いタトゥー問題。講師は、入れ墨の露出を禁止し「日本一厳しい海水浴条例」を施行してしっかり管理することで、逗子海岸海水浴場を復活させた、逗子商工会、逗子市観光協会会長桐ヶ谷覚氏をお迎えし、その経緯と現状についてご紹介いただく。

そして最後に、サウナを利用した和温療法に積極的に取り組み、難病「慢性疲労症候群」の治療で具体的な成果をあげている医師の天野恵子先生に、その効果について語っていただく。体を温めることの重要性を医師の立場から説く天野先生の話は、スタッフのモチベーションを高めるだけでなく、温浴施設からお



静風荘病院にあるサウナと天野恵子先生

客様に情報発信したくなる、価値ある講演である。ぜひ一人でも多くの方に耳を傾けていただきたい。

また今年は新たな企画として、賛助会員の商品プレゼンテーションタイムも設けている。

知っているつもりの商品がリニューアルされていたり、新商品が出ていたり温浴関連商品は日進月歩なので、情報収集の良いチャンスになるはずだ。

年末年始の繁忙期を前に、最前線の情報は士気高揚には最高のクスリ。その後の懇親会では正会員・賛助会員が旧交を温めることでパワーチャージできるのも、本会の魅力となっている。

第24回全国サウナ・スパ会議 11月24日(火) スケジュール(案)

13:00～	受付 スクワール麹町5階「芙蓉の間」	逗子市商工会・逗子市観光協会
13:30～	開催挨拶、日本サウナ・スパ協会会長 中野憲一	会長 桐ヶ谷 覚氏
13:35～	講演「レジオネラ症対策におけるモノクロミン消毒の有効性」 ～現場が知りたい最新の衛生管理手法を解説～ 特定非営利活動法人 「入浴施設衛生管理推進協議会」会長 中島有二氏	15:20～ 16:20～
14:35～	講演「お客様のための海水浴場を目指して」 ～入れ墨・飲酒・音楽規制について～	温浴商品プレゼンテーションおよび展示会見学 講演「サウナを利用した和温療法の難病治療への活用」 ～難病「慢性疲労症候群」に挑む～ 静風荘病院 特別顧問 医師 天野恵子氏
		17:30～ 懇親会、スクワール麹町3階「錦華の間」(正餐)

■会場 スクワール麹町 5階「芙蓉の間」
東京都千代田区麹町 6-6 ☎ 03-3234-8739
■参加費 会 員：12,000 円
資格者：11,000 円(管理士、健康士、健康アドバイザー)
一 般：15,000 円

■申込 協会事務局 FAX 03-5275-1543
■申込期限： 11月10日必着
■振込先： 11月10日までに下記協会口座へ
みずほ銀行 市ヶ谷支店 普通 1515810
公益社団法人 日本サウナ・スパ協会 宛

「サウナ・スパ健康アドバイザー」 施設スタッフの受講を促す テキストお試し版作成

サウナ及びスパ施設従事者の資質の向上を目的とした協会の養成研修講座「サウナ・スパ健康アドバイザー」がスタートして1年半になる。

資格取得者がピンバッチ

をつけて、お客様に温浴効

果を説明している施設もあり、温浴の価値を理解することの自信はスタッフの定着に繋がるとの声もあがっている。ただ、予想したよりも、協会外の一般の方の反応が大きく、これまでに資格取得した中で約半数は一般の方が占めている。プロサウナーたちがこの資格を取得し、それをネットで紹介していることからサウナーをはじめ風呂好きの一般人に噂が広がっているようであるが、それほど、テキストの中身や合格後のピンバッチなど、システム全体の評判が良い。

協会としては温浴効果を詳しく学べるこの資格を、会員施設で働く全スタッフに取得してもらいたい。そこでこの度、テキストお試し版を作成し、10月初旬に各店舗に送付することとした。内容は「目次」、「入浴の効果って?」、「サウナと健康」、「サウナ後のボディケアの効果」の8頁。「この内容だけでもご覧いただいたお客様に温浴効果が伝わるので、館内に置きたい」という意見も聞かれる。

スタッフのみならず、施設のお客様で温浴ファンの方に奨めていただきたい。



週に一度のやさしい飲み物。
飲むだけキュッと!な スルスラ登場!!

www.nishikaway.co.jp/sulu-sula

食物繊維含有食品 無果汁

飲むだけキュッと!

Sulu-Sula

スルスラ

森下仁丹
本気の自信!!希望小売価格
1回分 420円(税込)チョーおいしい!!
スッキリ! グレープフルーツ風味!!

キュットちゃん

水や牛乳などのお好きなソフトドリンクを
用意します。(本品一袋に対して180cc)スルスラの粉を入れてよくかき混ぜます。
※初めての方は半袋から試してみてください。後味スッキリ! おいしく飲んで後は待つだけ!!
※一週間に1回を目安にお召し上がり下さい。森下仁丹
×
ニシカワヤ
共同製作

ニシカワヤ 株式会社

〒453-0839 愛知県名古屋市中村区長筈町7丁目65-1
TEL 052-412-3059 FAX 052-411-8551ホームページ www.nishikaway.co.jp
Eメール info@nishikaway.co.jp

平成 27 年度 第 2 回執行理事会開催

協会は平成27年度第2回執行理事会を9月11日（金）午後2時から、主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）にて開催。定款の規定に基づき、協会事業の実施に向けて執行理事が以下の議事につき審議を行った。



議題 1 内閣府立入検査の報告と執行理事の職務分担について

3 面に詳細掲載

議題 2 第 24 回全国サウナ・スパ会議について

1 面に詳細掲載

議題 3 次年度全国総会開催地について

松村譲裕東北協会会長より、宮城県仙台市の秋保温泉にある伊達政宗公の湯浴み御殿として栄えた伝承千年の老舗宿「左勘」での開催の提案を受け、日程は来年の6月2日で調整することとなった。

議題 4 養成研修講座について

健康士、管理士は厚生労働省の後援を受けており、

その下位資格として誕生した健康アドバイザーに関しても、同後援を受けることが望ましいのでその方向で活動していく。

その他

・平成28年1月の第2回理事会及び賀詞交歓会は1月21日(木)開催予定。

・平成28年3月7日、フィンランドヴィレッジにて開催予定のFSC主催「第1回日本サウナ祭り」への名義後援付与を承認。

報告事項

沖縄で開催した第 10 回東アジアスパ会議の決算に関して報告。

TV 朝日「スーパーJチャンネル」(全国版) 夏場のサウナ増客の謎に迫る！



全国的に梅雨明けした7月29日（水）、「熱中症や夏バテ予防のヒント」として「スーパーチャンネル」がサウナを紹介した。「猛暑日になぜ人はわざわざサウナに入るの

か？」という質問に、「サウナセンター大泉」（東京都台東区）の吉川孝一氏は、「サウナと水風呂に入ったリフレッシュ感を知らないなんて、もったいないですよ」とコメント。それならばとレポーターがサウナに入ることになった。正しいサウナ浴の方法を協会 技術顧問の中山真喜男さんが伝授。医学的な見地から協会理事で国際医療福祉大学大学院教授の前田眞治先生が声の出演で「サウナで汗を出して汗腺を活発に働かせることは、猛暑の熱中症予防に有効です」と、サウナ効果を説明した。

「スパ&ウェルネスジャパン2015」展示報告

協会が後援する国内唯一のスパ&ウェルネスの専門展示会「スパ&ウェルネスジャパン2015」が9月7日～9日の3日間、東京・お台場のビックサイトで開催された。

本展示会は、美容・健康業界のプロのための展示会「ダイエット&ビューティフェアアジア2015」に6年前から同時開催されているもので、2日目には、協会諮問委員の岡田友悟氏（㈱日祥商会、NPO 法人日本スパ振興協会理事長）が参画するスパシンポジウムも開催された。

本年の協会ブースは、7月に発行された『サウナの教科書』の大型ポスターを掲示して目を引くとともに、「サウナ・スパ健康アドバイザー」のテキストお試し版を配布説明し、資格の周知を図ることを主たる目的とした。「ダイエットビューティフェアアジア」はトレンドや商機を生みだす交流の場として高く評価され、特に若いエステシャンやセラピストが多く来場するとあって、本資格 PR には最適の場であった。



ブースの雰囲気作りに、フィンランド製のサウナハットなど本場のサウナグッズを例年展示して人目を引いているが、それに目をつけたのが、タレントで整体師でもある楽しんご氏。面白いと絶賛して、サウナハットをかぶって会場を視察した。

サウナハットへの来場者の反応は毎年大きく、「グッズの面白さや可愛さは若者のサウナ集客への強力なツールになりうる」、と展示担当者は語っていた。



未来創造ビジネスミーティング 10月22日、23日開催

新業態開発・既存事業活性化・NEWビジネス発見市場

レジャー&サービス 産業展2015

10月22日（木）・23日（金）、東京ビックサイトにて、総合ユニコムが主催する「レジャー&サービス産業展」が開催される。今年は「未来創造ビジネスミーティング」をテーマとし、マーケット構造の変化に対応する“新業態開発”と“求められるNEWビジネスの発見”の2つをテーマとしている。

日赤募金箱 募金状況

5月1日から9月10日まで各店舗に設置した日赤募金箱への募金金額は以下の通りです。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■寄付金入金状況 (9月10日現在)

サウナ・サン ¥5,101 (単位円)

初めての検査を無事終了しました。

公益社団法人 日本サウナ・スパ協会会長 中野憲一

内閣府による当協会への立入検査があり、無事終了いたしました。これも日ごろから協会運営にご協力いただいている、全国の正会員・賛助会員の皆様のおかげと、感謝申し上げます。今後はより皆様に喜んでいただける公益性の高い協会活動を行ってまいり所存です。今後ともお力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。



協会は平成 27 年 7 月 16 日午前 10 時から、内閣府の立入検査を受けた。検査官は内閣府大臣官房公益法人行政担当参事官補佐の堤由起夫氏と同じく長澤寛昭氏で、対応した協会関係者は米田行孝専務理事、若林幹夫事務局長、村上会計事務所の高橋和也氏。

公益社団法人に移行して初めての立入検査とあって、『備置書類』、『規程集(定款、規程、規則)』及び『登記関係書類』その他必要と思われる書類等を事務局に調え、万全を期して以下の検査を受けた。

検査内容は以下のとおり

- ・最近の事業の実施状況を資料により説明
- ・理事、監事の経歴書、社員の名簿
- ・理事会、社員総会等の議案書、議事録(平成24年4月から27年4月迄)
- ・事業の実施に関する稟議書、決裁文書、報告書等(平成24年から27年4月迄)
- ・総勘定元帳、現金出納帳、その他補助簿(平成25年3月期、平成26年3月期)
- ・平成26年3月末現在の預金通帳、残高証明
- ・収入関係の契約書、請求書、領収書控、伝票等、寄付金、補助金を受けた際の書類(平成25年3月、平成26年3月期)

5 時間に及んだ検査の結果として、検査官より「定款に沿って公益事業をよくやられています。また、会計帳票等に関しても大きな指摘事項はありません」とのことであった。

また、公益社団・財団法人は、収支相償、遊休財

産額、公益目的事業比率の3種類の財務基準を毎年度クリアしていくことが義務付けられている。これらの基準のうち、とくに収支相償(※)を満たしていただき毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁へ提出する「事業報告等に係る提出書類」を作成していただきますよう今後もサウナやスパを通じて国民の健康に寄与する公益事業を推進していただきたいとのことでした。

なお、業務執行理事の職務分担については、定款第 27 条の規程により、執行理事の職務分担を明確にするとともに、執行理事は事業の執行状況について4ヶ月を超える間隔で2回以上職務執行の状況を理事会に報告することとなっており、今回の執行理事会において、改めて職務役割分担を確認した。(右段に職務分担を記載)

※収支相償とは、

認定法 5 条 6 号及び 14 条の、「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えない」とする規定のことをいう。具体的には、収支相償は二段階からなるテストが行われる。第一段階での黒字は1-2 年で費消しきってしまうか、それよりは長い年数ながら、最終的には費消しきってしまわなければならない特定費用準備資金の積立てにまわさなければならぬとされている。しかし、第二段階のテストでは、公益目的保有財産の取得のための支出や公益目的保有財産の取得・改良のための積立てに回すことができるとしている。

公益目的事業推進のための執行理事の職務分担

国際交流事業：金憲碩氏

事業内容(国際サウナ協会、東アジアスパ会議などの海外組織との情報交換等)

研修事業：松村讓裕氏

事業内容(全国サウナ・スパ会議、全国総会での講演等研修会)

広報事業：米田篤史氏

事業内容(機関紙制作、ホームページ、フェイスブック、各取材対応等)

サウナ・スパ啓発普及事業：米田行孝氏

事業内容(3 月 7 日サウナの日のイベント、各種展示会、テントサウナ体験会実施等)

基準策定事業：織茂明彦氏

事業内容(衛生自主管理基準、サウナ設備設置基準、日本政策金融公庫融資の 周知等)

養成研修・資格登録事業：平井要子氏

事業内容(サウナ・スパ管理士、健康士、健康アドバイザー)

財務会計：織茂明彦氏

※ 公益法人の立入検査は、事業の適正な運営を確保するために、運営実態を確認するという観点から行われるもので、公益法人認定法第 27 条第 1 項で示されている。第 1 回の立入検査は公益認定後できるだけ早期(概ね 1 年から 3 年以内を目途)に実施し、第 2 回以降の立入検査については、直近の立入検査実施後 3 年以内に実施することになっている。

27年度受講開始

厚生労働省後援 サウナ・スパ健康士／管理士

今年もサウナ・スパ健康士／管理士資格の通信教育が学校法人産能大学により 9 月から開始されています。

同資格取得者は3年に1度登録の更新があります。27 年度更新者および新規登録者は以下のとおり。

サウナ・スパ健康士／管理士 平成 27 年度 更新者・新規登録者

サウナ・スパ健康士

100002	高橋	千晶	109005	小林	桂
100011	山口	恵美子	109006	重元	加奈子
100013	林	多美子	109007	江口	めぐみ
100039	盛	賀寿美	112001	鹿原	樹里
100048	東谷	恵美子	112002	深堀	正憲
103008	野尻	勝美	112003	中別府	明美
103015	成田	ひとみ	194025	久保	信子
103018	西本	祐子	194028	森	洋子
103020	大沢	弘子	194033	中尾	敏美
103029	榎本	勝弘	194037	川本	善子
103033	高階	彩	194039	永光	美代子
103038	長濱	知美	194043	岩井	啓子
104023	山懸	友江	194057	児嶋	啓子
105042	下原	直子	194059	近藤	八代美
106004	松本	美恵子	194069	中越	紀美子
106013	栗崎	真子	194072	新田	美恵子
109002	堀田	亜沙佳	194076	松岡	清子
109003	桑野	春美	194088	田中	仁子
109004	坂本	智子	194098	竹中	絢子
			194110	野島	祐子
			194111	狭間	泰子

サウナ・スパ管理士

194168	中嶋	洋子	209002	西嶋	正造
194173	畑元	智子	209004	伊藤	達也
194192	儀保	美枝子	209013	青木	達哉
197050	荒巻	美重子	209015	梶原	孝喜
197056	河野	知英子	212004	佐野	貴司
197062	井上	美代子	212009	青木	文香
197067	跡田	昌代	212010	藤田	儀鷹
197082	大野	晶子	215001	高木	敦
			215002	古屋	雄大
			215003	平松	博
			215004	安達	淳
			215005	坂井	伸次
			215006	田中	ゆみ
			297032	米田	行孝
			297033	石垣	栄二
			297051	橋本	憲一
			297055	米田	篤史
			297056	米田	啓太





マイナンバー 社会保障・税番号制度スタートに向けて

協会理事、社会保険労務士 椎野登貴子

皆さまご存じのように、マイナンバー制度が始まります。一人一人の通知カードは10月5日時点の住所票に登録されている住所地に宛に、11月末までに順次簡易書留で送られてきます。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野の行政のみで利用される番号ですが、皆様の事業所もパートやアルバイトを含む従業員、その扶養家族の税や社会保障関係書類を作成する時に、取り扱うことになります。作成した書類の提出先



は税務署、市区町村、年金事務所、健康保険組合、ハローワークだけで、これら以外に提出する書類にマイナンバーが使われる事はありません。それだけに、外部にマイナンバーが漏えいすることのないよう、100人を超す従業員のいる事業所には取扱い規程の策定が義務付けられており、これまでの個人情報保護法以上に厳しい管理が求められています。
温浴事業は営業時間が長く、アルバイトやパートの方も多く勤務なさっております。簡易書留でマイナンバーが送られてくる住民票所在地に居

住していない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その方々のマイナンバーも会社が把握しなくてはならないので、まず、従業員の皆様にマイナンバー通知カードの確実な受領と厳重保管を依頼してください。ひな形を掲載いたしましたので、周知しご理解を促していただければと存じます。
マイナンバーが通知された後、事業所が気を付けるべきポイントは、①取得、②利用と・提供、③保管・破棄、④安全管理措置の4つです。重要性を理解していただくために簡単に説明させていただきます。

各事業者様が注意すべき4つのポイント

①取得

マイナンバーを従業員から取得する場合は、あらかじめ利用目的を特定して通知または公表することが必要です。また、新人や顔を知らない従業員の成りすまし防止のために、新人のマイナンバー取得時は通知カード（または個人番号カード）と運転免許証もしくはパスポートなどの写真付の身分証明書による本人確認を厳格に行ってください。

②利用・提供

事業者は社会保障・税に関する書類に従業員のマイナンバーを記載して役所に提出しますが、この利用目的以外には利用できません。例えば本人の同意があってもマイナンバーを上記以外の目的で利用することはできません。

③保管・廃棄

マイナンバーは必要がある場合だけ保管が可能で、必要が無くなったら廃

棄してください。書類の保管義務期間が決まっている場合、その期間はマイナンバーも保管できます。廃棄や削除を前提に、書類やデータのファイリングの仕方などを工夫してみてください。

④安全管理措置

マイナンバーの漏えいや紛失を防ぐためには、担当者を明確にして、取扱担当者以外がマイナンバーに触ることがないようにしなければなりません。マイナンバーを含む個人情報の取り扱いは、従来の個人情報よりも厳格に行う必要があります。マイナンバーをリストにして保管する場合は、担当者以外は見る事が出来ないように、カギ付き戸棚や引出しへの保管が必要です。またインターネットによるデータ管理の場合は、ウイルス対策ソフトの導入やアクセスパスワードを設定するといった管理は必須です。また、マイナンバーを廃棄・削除する方法もご検討ください。

マイナンバー法では個人情報保護法よりも厳しい保護措置を求めています。適切な対策を講じていない場合、第三者機関である特定個人情報保護委員会の監督の対象になることもあります。従業員との信頼関係構築の観点からも対策のご確認をお願いします。

本件で不明なことがありましたら、内閣官房 HP のマイナンバーの項をご覧ください。また直接椎野までお問い合わせいただいても、お答えさせていただきます。

社会保険労務士 椎野事務所 電話 03-5275-2855

※マイナンバー導入を理由に、必ずしも電子化しなければならないわけではありません。手書きリストを作りきちんと管理さえしていれば問題ないのです。制度施行に便乗した不正な勧誘の話も耳にいたします。通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。

文書例

2015年9月〇日

マイナンバー受領と保管のお願い

株式会社〇〇〇〇〇〇
部長 △△△△

従業員の皆様へ

マイナンバー制度スタートに伴うお願い
確実な受領と厳重保管

ご存知のとおり、2016年1月よりマイナンバー制度がスタートします。これは日本国内に住民登録をしているすべての方(外国人を含む)に1人1つずつ付与される12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野で活用されます。

この番号を記載した通知カードが、10月5日時点で住民票のある住所に、各市区町村から[簡易書留]で順次11月末までに送付されます。そのために、住民票が現住所と異なる方は必要に応じて住所変更の手続きを行っていただき、確実に受領できるようにしてください

このカードは2016年1月以降の雇用保険、社会保険、年末調整などの手続きのために必要となるため、後日、その写しを会社に提出していただきます。

その際には改めてお知らせいたしますが、確実な受領と厳重な保管をよろしくお願い致します。

この件につきまして、不明なことがある場合は、〇〇部〇〇までお問い合わせください。

マイナンバー制度施行までにやるべき事				
	9月	10月	11月	12月
マイナンバー通知				
従業員への通知	→			
従業員への通知		→		
利用目的の通知			→	
就業規則の変更				→
従業員教育 相談窓口設置				→
取扱担当者の教育				→
マイナンバー回収				→
採用者の本人確認				→
※は左例参照				
関係者チーム結成				→
対象者の洗い出し	→			
従業員への周知及び回収				→
従業員以外への周知と回収				→
取扱規程の整備				→
委託先に委任する場合				→

U
TBS
NHK
BS
TBS
MONDO
Discovery
GOLF

有料放送

正規スカパー法人代理店

スカパー! は アスク!

『楽しめるテレビ』で『おもてなし』を!!
スカパーならホテル様・お客様にあった番組を約200番組の中からお選びいただけます。

POINT1
安
実績2,000件超だから、どこよりも安い!

POINT2
速
365日無料メンテナンス受付!

POINT3
得
機材いタレ・工事費無料で月額視聴料のみ!

スカパー導入のお問い合わせ・資料請求は
スカパー法人契約第1 株式会社ASK
〒190-0023 東京都立川市柴崎町6-16-8
東京本社 TEL 042-523-4649 担当: 仲村まで
営業所: 神奈川・名古屋・大阪 全国展開中
www.cs-ask.co.jp ask@cs-ask.co.jp